

第98号議案

訴訟上の和解について

上記の議案を提出する。

平成30年12月6日

品川区長 濱 野 健

訴訟上の和解について

東京地方裁判所の和解勧告に基づき、下記のとおり和解する。

記

1 事 件 名

東京地方裁判所平成 年 () 第 号

損害賠償請求事件

原告

被告 品川区

品川区立中学校教諭 (以下「被告教諭」という。)

品川区立中学校校長 (以下「被告校長」という。) 外40名

2 和解条項の概要 (前文)

- (1) 原告らは、品川区立中学校1年生であった原告らの子が平成24年9月26日に自死したことから、その死が無為なものとならないよう、二度と同様の事態が生じないものとする事、今後学校において生徒たちがいじめ行為により脅かされることなく、安全で平和な生活が送れるようにすることを強く願って、東京地方裁判所 (以下「裁判所」という。) に訴え (以下「本件訴え」という。) の提起を行った。

(2) 裁判所は、証拠調べの結果を踏まえ、また、この紛争が継続することによる原告らの心痛をわずかでも和らげるとともに、被告ら相互間においてさらなる紛争が生じることを防ぎ、学校教育の円滑な実施を図るべく、和解勧告を行った。

(3) 原告らおよび被告らは、裁判所の和解勧告を受け、また、被告らにおいては、本件訴えの提起に至った原告らの心情と共に、少なくとも夏休み前においては、原告らの子の望まない身体的接触や心無い言動もあったと考えられる中で、夏休み明けに、中学1年生という若さで自ら命を絶つに至ってしまった原告らの子の心情に思いを致し、和解することとなった。

3 和解条項の概要（品川区、被告教諭および被告校長に関する内容）

(1) 被告教諭は、原告らの子の担任として、原告らの子からの複数回の訴えに対する対応および原告らの子に対するいじめ行為が存在するかについての調査が必ずしも十分でなかったことを認め、遺憾の意を表す。

(2) 被告教諭は、原告らの子が自死したことを真摯に受け止め、原告らの子の死について、哀悼の意を表す。

(3) 被告校長は、品川区立中学校の校長として、いじめ行為を発見することへの取り組みおよび態勢の整備が必ずしも十分でなかったことを認め、遺憾の意を表す。

(4) 被告校長は、原告らの子が自死したことを真摯に受け止め、原告らの子の死について、哀悼の意を表す。

(5) 品川区、被告教諭は、報告書記載の再発防止策を真摯に受け止め、誠実に実施することを約する。

- (6) 被告校長は、報告書記載の再発防止策を真摯に受け止め、その立場からなし得る協力を誠実に行うことを約する。
- (7) 品川区は、原告らに対し、本件解決金として、680万円を支払う義務があることを認める。
- (8) 品川区は、原告らに対し、上記(7)の金員を、原告ら指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、品川区の負担とする。
- (9) 本件各当事者は、正当な理由がある場合を除き、本和解条項の内容および本件各当事者の氏名および住所の特定につながる情報を第三者に一切開示しない。ただし、上記2、上記3(1)から(6)までの内容および解決金が支払われる事実を開示することについてはこの限りでない。
- (10) 原告らおよび被告らは、本件に関し、本和解条項に定めるほか、被告ら相互間の求償権を含め、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (11) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(説明) 裁判所の勧告に基づき、和解する必要がある。